

令和 8 年度「水道広域化検討の手引き」改定に向けた検討会開催要綱

1. 設立趣旨

水道事業については、2018 年（平成 30 年）の水道法改正により、広域連携の推進をはじめとする水道の基盤強化に向けて、都道府県の責務として広域連携の推進が位置付けられたほか、国の基本方針に基づく水道基盤強化計画の策定や広域的連携等推進協議会制度が創設された。これを踏まえ、2024 年 3 月末（令和 6 年 3 月末）までに、全ての都道府県において「水道広域化推進プラン」が策定され、広域連携の取組が進められている。

また、「上下水道政策の基本的なあり方検討会」の第 2 次とりまとめにおいては、執行体制の強化に向け、複数自治体による事業運営の一体化（事業統合及び経営の一体化）などの広域連携を、国主導で推進する必要性が示されている。

一方、水道事業体が広域連携を推進していく際に活用する「水道広域化検討の手引き」（平成 20 年 8 月策定）については、制度改正や新たな広域連携の取組事例等が十分に反映されていない状況にある。

このため、複数自治体による事業運営の一体化などの広域連携の更なる推進に向けて、「水道広域化検討の手引き」の改定を行うことを目的として、令和 8 年度「水道広域化検討の手引き」改定に向けた検討会を設立するものである。

2. 検討会の委員

- （1）本検討会の委員は、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が委嘱する。
- （2）委員の変更が必要となった場合は、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が委嘱する。

3. 主な検討課題

「水道広域化検討の手引き」の改定について

4. その他

- （1）令和 8 年度「水道広域化検討の手引き」改定に向けた検討会の招集は、委員長と協議の上、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が行う。
- （2）その他令和 8 年度「水道広域化検討の手引き」改定に向けた検討会の運営に関して必要な事項は、委員長と協議の上、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長が定める。